

議会運営委員会報告書

令和2年4月22日

備前市議会議長 立川 茂 様

委員長 掛谷 繁

令和2年4月22日に委員会を開催し、次のとおり議決したので議事録を添えて報告する。

記

案 件	調査結果	備 考
1 議長の諮問に関する事項についての調査研究 ① 政務活動費収支報告書の審査 ② 申し送り事項について ③ 議会の新型コロナウイルス感染症対策について ④ 新型コロナウイルス感染症対策の調査等について ⑤ 議会基本条例について	継続調査	—

議会運営委員会記録

招集日時	令和2年4月22日（水）		午前9時30分	
開議・閉議	午前9時30分	開会 ～	午後4時01分	閉会
場所・形態	委員会室	閉会中の開催		
出席委員	委員長	掛谷 繁	副委員長	土器 豊
	委員	中西裕康		尾川直行
		守井秀龍		石原和人
欠席委員		なし		
遅参委員		なし		
早退委員		なし		
列席者等	議長	立川 茂	副議長	橋本逸夫
傍聴者	議員	なし		
	報道	なし		
	一般	なし		
説明員	議会事務局長	入江章行	議会事務局次長	石村享平
	庶務調査係長	坂本 寛	庶務調査係主査	小林敏江
	議事係主任	楠戸祐介		
審査記録	次のとおり			

午前9時30分 開会

○掛谷委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席は6名です。定足数に達しておりますので、これより議会運営委員会を開会いたします。

***** 政務活動費収支報告書の審査 *****

本日は、お手元にありますように議長の諮問に関する事項についての調査研究ということで、早速ですが、政務活動費収支報告書の審査についてを議題といたします。

これから政務活動費の個人のを配付して、チェックシートでチェックをしながら進めていきたいと思いますので、配付をお願いいたします。

それでは、休憩いたします。

午前 9時32分 休憩

午前10時50分 再開

○掛谷委員長 委員会を再開いたします。

先ほどは、政務活動収支報告の点検をしていただきました。その結果の審査表がお手元にあります。順次私から報告をさせていただいて、皆さん方の御意見をいただきながら進めていきたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

まず初めに、藪内靖議員の審査表でございますが、守井委員と私とこれは同じ内容になりますけども、山陽新聞の領収書の日付が「令和元年3月11日」になっておりまして、これは「令和2年3月11日」ではないかというところで、訂正が要るのではなかろうかと思えます。

○守井委員 領収書というたら、基本的にいうたら一遍書いたらそれがもう領収書じゃから、訂正という言葉は使えんよ。令和元年というのは、平成31年かもしれんよ。

○掛谷委員長 だから、平成2年3月11日であればいいんだけど、令和元年になると適用外になっちゃうんですけども、きちんと整理をせにやいかんのんじゃないかということですね。よく確認して、そうでなければこれは取り下げにやあいかんし、よく話ししてください。本人じゃないとわからないんで、御本人に言っていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に、青山孝樹議員は何もございません。

次に、田口豊作議員につきましても何もございません。

次に、森本洋子議員については、尾川議員のほうからガソリン代の指摘があります。

○尾川委員 支払い証明があつて、左側に領収書を添付しとるんよ。その添付の領収書に名前がない。どんなかなあ。もう支払い証明書だけでいきやあええんか。

○掛谷委員長 なるほど。支払い証明書はきちっとされているんですけど、領収書に何々様と書いておればいいんだけど、名前が入っていませんよということなんで、これをきちっと本人に言って、間違いがなければ名前を書いていただくという方向でよろしいですね。

○石原委員 支払い証明があったらいいですね。

○掛谷委員長 要らないの。

○石原委員 名前がないから支払い証明、僕も何らかの案件であったんですけど。

○掛谷委員長 要らないの、基本的には。

○尾川委員 根拠を書いとるのは書いとるんじゃけどな。要するに、何に使うたということを支払い証明へ書いとるから、それが優先じゃろうと思うけど、ただ親切に領収書をつけたのが名前がねえからちょっと問題視しとるだけであって。

○守井委員 名前がなかったら領収書にならんよ。

○掛谷委員長 だから、支払い証明書はきっちり名前と判こを押しとるけど、領収書には森本洋子という名前がないから入れてもらやあいいんじゃないかなと。違う。

○入江議会事務局長 支払い証明書は、領収書が取れないものにつけて領収書のかわりにするのが今までの例なので、ガソリン代をキロ15円でやっておられる議員さんもたくさんおられると思いますけど、それと一緒にですね。それには領収書そのもの、レシートもないということです。

だから、レシートにたまたま名前を書いてもらうのを忘れたから支払い証明書をおつけになったんだと思われませんが。

○掛谷委員長 そういう意味か。持っていて名前を書いてくれないということの支払い証明書で、これでよろしいんじゃないかという話やな。皆さんよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、森本議員は終わります。

石原和人議員はありません。

その次、西上徳一議員は、守井委員から領収日がこれは平成31年5月31日なんで、令和元年。5月はもう令和。

○守井委員 同じかもしれんけど通用するのかなあ。元年度のが31年じゃけど。それこそ支払い証明書をつけてもろうたらいいんじゃないねえん。

○掛谷委員長 元号がかわったのは、5月1日かな。要するに、平成31年5月31日がねえわけじゃ。

○入江議会事務局長 領収書の上のほうには平成というのが印字されとって、平成31年4月分で平成31年4月30日、これはもうオーケーですね。

○掛谷委員長 うん。

○入江議会事務局長 それで、次の領収書というのは、令和元年5月分となつとるんです。それに、山陽新聞さんは、31の5の31と書いてあるんで、決めてください。

○掛谷委員長 わかりますよ、それは。

○入江議会事務局長 令和元年5月分じゃというのは絶対間違いないですから。

○掛谷委員長 それで、本人に言うてください、訂正を。それでいいんじゃないんかと。根本的

間違いではないと思う。

じゃあ、西上議員は終わりたいと思います。

じゃあ、星野和也議員。守井委員からはこれも。

○守井委員 同じじゃ。

○掛谷委員長 同じじゃな。もうややこしいときじゃったな、これは。

御本人に訂正するように言われたらいいんじゃないかな。

次に、守井秀龍議員はありません。

次に、尾川直行委員については、中西委員と守井委員から、中西委員から報告書ですね。小さな研修であれ、報告書1枚。それか、参加されている案内、プログラムとかあるじゃないですか。

それはどうでしょうか。出していただけますでしょうか。

○尾川委員 できるだけ出すようにします。

○掛谷委員長 できるだけより出してください。小さい研修にしても出してください。

○尾川委員 小さいというのどこら辺まで言うかよなあ。

私の調査研究費は、図書館へ行って調べる経費があるんよ。そんなもんまで一々出せと言うたら、ほんなら下げると、政務活動費に上げるなということになるけど、その辺のそういう兼ね合いがちょっと感じるころじゃな、自分の意見は。

○掛谷委員長 ただ、これだけやっぱり政務活動費で使っていますから、プログラムであれ、案内されてきたもんであれ、何か一つそういうもので書いておられてもいいんじゃないかな。やっぱりそれは出していただきたいということでよろしいんじゃないですか。それを言いよったら小さいのはどっちでもええんじゃということになったらいけんから。

基本的には出していただきたいということで。そういう方向でよろしく。

守井委員から領収書番号にAからIの表示とは、どういうことですか。

○守井委員 AからIというのをどこかに書いとるんじゃろうけど、わからんのですよ。

○尾川委員 多いから別の書類つくって、それを転記するような形になっとる。それにずうっと毎日毎日使うたやつをずうっと累積していっとるから、それを書いてなかったかなあ。それは書けるから書きます。

○守井委員 この大きな表示のほうでAとかBとかというて、参考資料はここを見てくださいと書いてあるんじゃけど、それを見ようと思うたときに、わかりにくいということです。

○掛谷委員長 わかりやすく表示をとということですので、心がけていただきたいということではないかと思っております。

じゃあ、報告書のほうはまた出していただきたいと思っております。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次に参ります。

掛谷繁は特段ありません。

次に、土器豊議員につきましては結構あるんで、上から言っていたら。

尾川委員からどうぞ。

○尾川委員 これは書いとるとおりで、問題提起として事務用品費に上がるとステンレスボトルな。それについてちょっとどんなかなあというのがわからん。

○土器副委員長 これは水筒なんです。

○掛谷委員長 水筒じゃけど。そういう指摘。それと、私も同じステンレスボトルというのは、これを除外せないかと。

あと、石原委員。

○石原委員 ここの土器委員と同行して福岡県方面へ視察に伺ったんですけれども、そのときの報告書がなかったように見受けましたんで。

○掛谷委員長 じゃあ、添付をとということで。

○土器副委員長 はい。

○掛谷委員長 私のほうは調査旅費で、今、石原委員が言った報告書がないと同じです。

もう一つ、事務費、事務用品費、トナー代金、H-1、8万8,560円というトナー代がこれは非常に高いんですけども、これはリース代だったらこんなもんかわからんけど、間違いがないんだろうかと。トナー代だけで8万8,560円というのは余りも高額で。

もう一つ、実際H-3だったか。2万8,000円ぐらいだったんです。それは妥当だと思うんだけど、ちょっと確認を。

中西委員から報告書がないのと同じですね。

○中西委員 はい。

○掛谷委員長 報告書がない、同じですね。

ほんなら、土器委員、何か。

○土器副委員長 報告書はすぐ出します。

それから、ステンレスボトルは水筒なんじゃけど、取り下げます。

それから、トナー代なんだけど、実はリースしとったコピー機が2月末ぐらいに壊れたんです。

○掛谷委員長 もう一回その辺を。

○土器副委員長 一応、報告書はすぐ出します。それから、この水筒も取り下げますって書いてとるからね。それから、このトナー代なんだけど、実はリースしとったコピーが2月末にめげたんですわ。それで、4月の初めにリースというたら、リースはもうこれは備前文具なんだけど、取り扱わないと。政務調査費の関係は取り扱わないということで、新しいのを50万円ほどで買うたんですわ。それで、中で政務調査費がきくというのは、トナー代はきくわけじゃから、それ

でトナー代を出させてもろうたわけですね。

コピー機を買うたらその中にトナーがあるわけじゃから、このトナー代を出させてもろうた。じゃから、まだトナーのほうは一部残っていますよ。政務調査費、トナーはきくでしょう。機械はきかんわけ、50万円したわけじゃから。リースじゃったらええんじゃけど、リースはできん言うたから、カラーコピー機を買うたと。その中で、備前文具に聞いたらトナー代はこれだけですよと言うたから出したわけですね。

○掛谷委員長 8万8, 560円というのは、これはリース代金なんですか。

○土器副委員長 いやいや、リースじゃない、リースはきかんのよ。

○守井委員 トナー代金と書いてある。

○掛谷委員長 トナー代金が8万8, 560円もするんですか。

○土器副委員長 何で。この機械は全部買うたわけじゃ。ほんなら、その中で政務調査費、トナーは使えるじゃろう。

○掛谷委員長 それはわかる。

○土器副委員長 じゃから、その機械の中のトナー代を出させてもろたわけじゃ。

○掛谷委員長 物すごく高いからびっくりするんじゃけど。

○尾川委員 新しい機械のトナー部分の値段を聞いて、それだけを上げるとということじゃろう。

○掛谷委員長 それはわかるとるんよ。そんなに高いんかな思って。

○尾川委員 それは、そのぐらいするわ。カラーじゃが、それは。

○掛谷委員長 だから、間違いないかということだけ。リース代ではないんかということを決めつけているわけじゃないんよ。トナー代なんじゃな、あくまでも。

○守井委員 トナー代も案分率があるんじゃないか思うんだけど。

○掛谷委員長 それもある。

○守井委員 案分率何ぼいうて書かれとるの。

〔「2分の1です」と呼ぶ者あり〕

それだったらわかります。

○掛谷委員長 2分の1、高いなあ。すげえ高えなあ。50万円ぐらいするリースじゃから。間違いがなければ。

○中西委員 そのコピー機というのは、リースはきかないんですか。

○掛谷委員長 きくと思うんだけど、相手が。

○土器副委員長 備前文具が取り合ってくれなんだ、リースはできんと言うたんです。

○掛谷委員長 業者が、私のところはできませんというて言ようるわけや。

○中西委員 政務活動費でのリースはできるんですよね。

○掛谷委員長 できますよ。業者がせん言ようるだけの話だから。

○入江議会事務局長 地元ですから備前文具さんへということですけど、岡山の業者だったらできとるかもしれませんね、それは。

〔「そういうことじゃ」と呼ぶ者あり〕

○掛谷委員長 ここで言うとののは8万8,560円というのトナー代が余り高額なんで、間違いないんでしょうかということをお互い書いとる。間違いなけりゃあ、それはそれでいいですけどね。では、間違いないということなんで。

じゃあ、その他の訂正は土器委員がおられますので、よろしくお願いします。

次に、川崎議員の件で、まず、尾川委員から。

○尾川委員 領収書、名字しかないんで、これは原則フルネームということになっと思ったと思うんで。

○掛谷委員長 ちょっと見てもらって。どうなっていますか、名前が。

○入江議会事務局長 名字だけですわ。

○掛谷委員長 川崎もぎょうさんおるからなあ。フルネームじゃないと。

じゃあ、支払い証明書を添付ということで、今後はフルネーム……。

〔「でも、有線テレビなんで」と呼ぶ者あり〕

有線テレビであろうが。

〔「お近くだから再発行はできるかもしれん」と呼ぶ者あり〕

そのように言うてください。フルネームじゃったらもうそれで終わっとなじやろう。別に支払い証明書は要らんじやろう。

○尾川委員 要らんと思うけど。

○掛谷委員長 じゃあ、フルネームで出していただくか、支払い証明書をお願いします。

もう一つは私。携帯、ネット接続が7割案分、7割を経費にして、3割を落としている。これはやっぱり2分の1ぐらいが妥当な方向か何か出ていたかなあ、全国議長会とかの基準が。その辺の説明をいただきながら、どうなんかな。

○入江議会事務局長 全国的な範例では、半分ぐらいまでは認められている部分が多いと思います。ただ、備前市議会は議員さんが御自身で案分率をお決めになってやるのを原則にしております。ですので、何とも申し上げられません。これを裁判で争われたら半分になるかもしれません。でも、7割じゃというのを証明できれば7割がオーケーなんで、と思います。

○掛谷委員長 従来からそう聞いております。

○入江議会事務局長 従来の内容はそうです。

○掛谷委員長 できれば、そういう方向で考えてもらいたいような意見があったというぐらいにしといてください、じゃあ。意見があったと。

じゃあ、川崎議員の件を終わります。

中西裕康議員については、これ守井委員は取り消しですか。

○守井委員 取り消すよ。

○掛谷委員長 じゃあ、ございません。

橋本逸夫副議長について、私がちょっと、事務用品でタブレット端末充電器が2回計上されているんですよ、6月と3月。

○橋本副議長 休憩してください。

○掛谷委員長 じゃあ、休憩します。

午前11時17分 休憩

午前11時18分 再開

○掛谷委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開催します。

タブレット端末については理由がはっきりしましたので、これでよい方向だということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

立川茂議長についてはありません。

以上で審査を終わりたいと思います。

関係議員には、今指摘があったところについては連絡し、訂正等を行うようによろしくお願いいたします。

それでは、次の議題に入りたいと思います。

***** 申し送り事項について *****

申し送り事項につきまして、説明をお願いします。

○石村議会事務局次長 前回の議会運営委員会で、前期からの申し送り事項を一覧表にするよう御指示をいただいております。大変前回の資料はわかりにくかったので、今回は各会派の御意見の前に協議結果として既に検討を終えたもの、現在まだ結論が出ていないものを上げさせていただきます。

過去の議事録をずっとさかのぼって見てみたんですが、検討済みとしてあるものは、現状として検討が終わっているということで、1番、それから5番以下については、議会運営委員会で御協議はいただいておりますが、正式な決定というのは見当たらないということでしたので、結論を出せるものはここで結論を出していただいて、残ったものについては次期の議会運営委員会にさらに申し送りをさせていただく必要があると考えております。

それから、一番下の追加につきましては、前回の委員会で定例会の日程について委員長から追加で協議事項に上げてほしいという御依頼がありましたので、入れております。

○掛谷委員長 まず、検討済みというところはもうよろしいかと思うところが、2番の議会報告会、これはもう今のやり方になっているんで、済んでいると認識をしております。2番は済みです。

それから、3番の政務活動費の見直しについても、これも4月1日から実施していますので、

済みです。

4番の議員研修会、この中では一応検討済みなんだけど、議員研修会の継続的な開催と市民を対象とした開催については、これは結論が丸だったかなあ。

○石村議会事務局次長 決定といいますか、開催をしたということでございます。

○掛谷委員長 今後はどういう形で開催という議論はなかった。

○石村議会事務局次長 今後の協議はまだいただいておりません。

○掛谷委員長 ですから、実施済みということは検討済みではあるんだけど、今後についてはまだ決定していない。1回は開催をしましたよと。継続的にやるということについては、その方向ではあったと思うが、必ずやるとはなってはなかったんじゃないかと思っているんで、御意見をいただきたいんです。

それから、5番の議会基本条例は検討中であります。それから、報酬についても検討中です。議員の福利厚生も検討中です。議会図書室、議会事務局職員の充実についても、これも検討中になっております。傍聴規則については検討中なんですけど、コロナの関係でとか等々で名前を書いて、住所も書いていただく方向で、それがいいんじゃないかということでこれは取りまとまると私は認識しておりますんで、検討中からもうこれは従来どおり、これはいろんな意見がありますけど、やっぱり必要ではないかという御意見があったやに記憶しておりますので、お名前と住所、電話。この3つだったですね。これはやはり今回のコロナのこともありますから、もう検討中からこれをやろうという方向であったと思いますので、それでよければこれで決定とさせていただきます結構でしょうか。

○尾川委員 これは電話まで入ったかなあ。

○石村議会事務局次長 地区名とお名前だけだったんですが、コロナ対策で後々連絡が取れるようにということで連絡先を追加しております。

○尾川委員 わかりました。

○掛谷委員長 じゃあ、地区名、お名前、住所はともかく電話ですね。この3つでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

もうこれ決定でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

では、そのように決定します。

次の正副議長選挙の所信表明は検討中です。

追加の定例会会期中日程というのは、卒業式の絡みでどうして行くかという話があって、これは追加になっておりますけども、まだ決定はしていなかったと思うんですよ。ということで、2番は済みました。3番も済みました。4番は、市民を対象とした開催というところで一応三角です。議会基本条例は検討中です。報酬も未定です。議員の福利厚生は皆さんももう望むべきでは

ないと、どう思いますでしょうか、ここは。特権じゃあないですけど、我々議員として。公明党なんか一応言うとりますけども、そういう時代ではないような気もするところもあるんですけども。御意見をいただいて、もういいんじゃないかというのであれば、ここはもうなしと。

○石原委員 ここに上がった経緯というんですか、どういうきっかけで検討事項に加わったのかなあ思うて。委員さんの中から検討してはどうかということを出てきたんでしょうか。

○掛谷委員長 実は、これはほかの自治体議会で取り込んでいる議会があるんで、皆さんの御意見を頂戴して、何ができるかということで出してきたという経緯です。

議員の特権になるんかようわからんけど。どうでしょうか、皆さん。

○土器副委員長 つまり、議員専業の方、やっぱりその方のことは考えにやおえんのじゃねえか、特に若い人ですね。私は年金ももらえるし、厚生年金もかけよったわけじゃけど、もう議員だけしよる方というのは若いときからしよったりしたら、そういうのがないわけじゃから、やはりある程度市役所の職員に準じた福利厚生をするべきじゃと思うんです。

○掛谷委員長 そういう意見があってこの中に入っているんですけどね。

きょう、この結論が出せますでしょうか。

○石原委員 もし実施に当たってももろもろ制度設計等の変更等が必要でしょうし、きょう結論を出さずとも、引き続き検討ということで。

○掛谷委員長 それでよろしいか、引き続き検討する。

○中西委員 基本的に健康診断は、今日本の制度の中では、国保であれば特定健診と言われるように保険者のところでしているんで、皆さん国保、あるいは社会保険へ入って、そこで属している保険者での健診と、あるいはそれ以外の別の団体での健診というものもあると思うんですけど、それに公費を入れてまで議員として特別にする必要はないと思うんです。何でそんなものが出てくるんか、私は要求としてちょっと理解ができないところです。そういう制度があるんですから。

○掛谷委員長 皆さんどこかの保険には入っとられるんで、確かにその補助もあります。

○尾川委員 検討するのは何ぼ検討してもええけど、こんなときになまじ会議をするなというぐらいじゃから、こういうのは一般市民と同じ扱いで特別考える必要はねえと思うんですけどな。ここへ上げとくのは上げときゃあええが、何ぼでも。ただ、そういう感覚だと思うよ。

○守井委員 そのまま残してよく検討して、最後に決めりゃいいんじゃないですか。

○掛谷委員長 それぞれの御意見を聞きましたので、ペンディング事項にしときます。ただ、会派に帰って、最終的にはこうするんじゃないかというのをはっきりさせておいてください。また、具体的な案があれば出していただいて、それでもなおかつ調整がつかんかったらまだペンディングにせにゃいかんですけども、できるだけ調整して決着もつけたいと思いますので。

○守井委員 その関係で、他市の事例を聞きたいと思うんだど、例えばこの人間ドックを議員に対してやっているところを調べたことがあるんかな。そうした場合に、予算は当然議会費に入れ

てくるんだろうと思うんだけど、その辺の調査はどこかしているのかな。

○入江議会事務局長 この議題が出たときにいただいたのは玉野市議会でやっていたというのを聞きまして、現在はやっていません。

○掛谷委員長 前やっていた。

○守井委員 ほかの市でやるところはないの。

○入江議会事務局長 まず、個別事項として調べる価値があるかどうか、これが検討事項として申し送り事項になりましたら一遍は調べてみたいとは思いますが、局長会等で周りの市などに聞いても、ほぼそういうのはないよというお返事が、これが全部そうなのかどうかは、調査事項として出してみないとわかりません。

○守井委員 調べてもらって、議長会にでも聞いてもらって、全国的にあるんかどうかだけ、調べるだけ調べてもらえますか。

○入江議会事務局長 はい。局長名で調査をすることがあるんで、一遍はやってみよう。

○掛谷委員長 では、事務局で調べていただきたい。また、会派の皆さんもそんなんはもう最初から要らんのかなというところはしょうがないとして、検討、研究される会派があられたらぜひ会派でも調べてみてください。事務局にはお願いをいたしました。ということで、検討中ということで今後もやっていくということにしたいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議会図書室、事務局職員の充実というところは、これは何か皆さん、充実についてはもう少しずついきよるし、新しい議会図書室もできているんで、皆さん何か御意見があれば。職員の充実というのは、これはなかなか難しいところですけど。

○中西委員 これは検討課題で残していいんじゃないかと思うんです。理由は、図書館司書の配置まではなかなか難しいと。それに携わる職員を1人ふやすということも、今の段階では余り現実的ではないと思うんです。それよりも、議会としてこの図書室をどのようにしていくんかということであれば、この議会の中に、例えばですよ、図書委員会のようなものを設けてどういった本を買うのか、どういうふうを活用していくのかというようなことを検討するような、議員がどう活用するかということを検討する組織をつくって考えていったらどうか。そういうことを含めて検討するというようなことで検討課題として残したらどうでしょうか。

○掛谷委員長 実際のところ、事務局任せというのが実態だと思いますね。

○尾川委員 私は、中西委員が言うようにそういう組織というか、検討委員会というのをつくるべきだと思うんです。その前に、具体的な話だけど、そういう専任の司書を置くということはないかなかなか難しいと思うんで、市の図書館司書の活用というか、要するに協力してもらおうような持っていく方をね。それはどういうふうにしていくかということを検討してから話になるかもわからん。でも、体制をつくる前にある程度は動いていかにゃいけんと思うんです。

何ぼか本があるんですけど、その本の整理も家の本棚みたいにほっとくか、それとも一応図書館法にある分類とか、そういうことだけはある程度進めていかんと図書館、図書館というて標榜するんならある程度体制づくりというんか、そういうことはやる必要があるんじゃないかと思うんで、まず早く体制づくりですけど、司書に相談して何らか方向だけ出さんといつまでたっても手がかんようになるから、そういう面をやってほしいと思うんです。

○守井委員 新しい庁舎になっては初めて図書室らしいものができて、これをどう利用していくか前向きに進めていくという方向は皆一緒だろうと思うんで、今後の議運として図書室の利用をちょっと調査研究したらどんなかなあ、視察などを行って。

○中西委員 だから、皆さんおっしゃるように充実をさせていくということについて異論はないし、議員が自分たちの図書室としてどう充実させていくんかということでの、この議運だけではなくて専門的にそこを考えてもらうような図書委員みたいな制度をつくって、運営していったらどうかと思います。だからそれは今度の検討課題ということで残していただければいいと思います。

議会事務局もどのような本が欲しいかというのを議員にアンケートを取ったりしていて、引き続き議会としてどう充実をしていくんかということを考えていったらいいんじゃないかと思うんですけど。

○掛谷委員長 わかりました。では、きょう決定はしませんけど、方向は図書の購入も含めて充実、どういうふうに進めるかということについての方向だけは決定をしていくと。具体的には考えていきたいと思いますということで、皆さん方またいい提案を出していただいて、決定もしていきたいと。方向づけはそういうことでやっていきたいと思いますということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

傍聴は、もうよろしい。

正副議長選挙に係る所信表明会もそんなに難しい話しじゃないんで、要は正副議長とも従来どおり所信表明すると。というのが、5月の改選期がもう来ておるんで、正副議長両方とも所信表明をするんか、副議長はもう要らんという話、いや、それは要るんじゃないという話。意見がある人はどうぞ。

○守井委員 今までどおりでいいと思いますよ。

ただ、立候補者不在の場合どうするかという対応については、もう不在の場合は互選をしなくてはならないということだと思います。

そして、3番目の表明者以外の票、これは選管じゃないけれども、どういう扱いにするか、事務局は何か持っているんじゃないかと思うけど。どんなん。議運で勝手に決められるのかな、どんなんですか。そこだけ聞きたいんだけど。

○掛谷委員長 ここで決めればそれは申し合わせみたいになるんじゃないかと思うんですけどね。ここで中西委員ちょっとお聞きしたい。これは副議長の話ですね。

○中西委員 そうです。

○守井委員 議長だってあり得るだろ。

○中西委員 これは副議長の所信表明はなくてもよいということだけです。

○守井委員 経民会は現状どおりでやったらどうかという提案です。

だからちょっと、事務局に返答をもらいたいんだけど。これは副議長の表明者以外の票という意味かな。

○石村議会事務局次長 この10番を御提案したのは事務局からでございまして、①の副議長選挙に係る所信表明の必要性というのはまず御協議いただきたいと思いましたが、②、③につきましては、いずれの選挙においても可能性があるということで、これをどうするかを議運で決めることはできません。正副議長選挙といたしますのは公職選挙法が準用されますので、別に所信表明者以外の方の票が入ってもそれは有効です。したがって、議会運営委員会でそれは無効だと決めることはできません。立候補制についてはこういった問題がありますよというお知らせといたしますか、そういう意味で書かせていただいております。

○守井委員 わかりました。

○掛谷委員長 まず、議長は従来どおり所信表明をして選挙と。それが、仮に議長候補がいなければ、自由選挙と。所信表明も何もないんだから。そういうことはあり得ないと思えますけど、あった場合は自由選挙と。副議長も今のところ所信表明することになったでしょう。

○石村議会事務局次長 いずれも所信表明をいただくことになっております。今まで立候補者がいない選挙はありませんでした。

ただ、そういうことも想定されますということでございます。そういった場合には、所信表明会はなしでいきなり選挙をすればいいというふうに決めていただければ、それでよろしいかと思えます。

○掛谷委員長 事務局の説明でよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

いいですよ、それは。やむを得ない。

それで今、問題は、副議長はいいんじゃないかと。今はするようになってるんですよ。だけど、副はもう要らないんじゃないかという話が出ているんで、そこは従来どおりするのか、変えるのかという話です。経民会は従来どおりでやるべきじゃと。日本共産党備前市議団の場合は、必要ない言うところかな。

○中西委員 そうです。

○掛谷委員長 必要ないところはある。

意見の相違があるからまとめにゃあいかん。

○石原委員 新志会も、副議長についての所信表明は必要なしと。ここで変えてもいいんじゃないかと。

○土器副委員長 健志会も同じ。副議長の所信表明はいいんじゃないかということです。

○掛谷委員長 非常に難しいなあ。逆に要らないという理由は何だったんですか。というのが、今は要るとなっているわけですよ。だけど、もう要らないというその根拠なり、その理由は何かやっぱりあるんじゃないかと思う。それがなかなか伝わってないんで、ただ要らんとつとるんだけど。何か事務局提案みたいな話もあるわけなんで、そこをもうちょっと言うてください。

○石村議会事務局次長 市議会の副議長といいますのは、議長が不在のときに機能される役職でありまして、通常は一議員でございます。所信表明というのは、例えば議会改革などを議長になって進めたいというのはもちろんあるかと思いますが、副議長にはそういった権限はございませんので、誰が議長になれるかわからない段階で所信表明をされて、副議長に立候補するというのはいかがなものかと考えたので、一度御検討されてはどうでしょうかと、平成25年から何度かやってきたんですけれど、議長が決まった後で、この議長を補佐したい旨の所信表明を出されるのであれば、まだ理解はできるんですが、そのあたりを一度御検討いただけないでしょうかということです。

○尾川委員 今事務局から説明があったように、副議長は前へは出てこんかもわからんけど、何かあったときには議長にかわって代表するわけじゃからな。それだけの人が何ら所信を表明もせず数合わせでというような考え方でなしに、この立候補制というのは、そういうことは建前的にはねえということなんじゃから。何のために議会改革で立候補制を採用しとるのかというのはそういうことなんじゃから。そしたら、副議長についても、やっぱりどういう考えで取り組んでいこうしとるというものを表明すべきじゃと思うな。例えば教育委員1人にしても、教育長じゃなしに教育委員でも、できたら所信表明をして、議場で言う言わんは別にして、書類でもどいうふうに備前市の教育をやっていくかというものを出してくれという考え方じゃから、それなりのものを出して決めていくべきじゃと思う。

○守井委員 同じような意見になるけど、副議長といえどもいざというときには議長の権限を発することになるわけだから、やっぱりそれだけの自覚を持ってやらないかんと思うから、表明も必要だと。ただ、順番については議長が決まった後に立候補を表明するという形のほうがええんかなあとは思いますが、副議長といえども表明が必要だとは思いますが。

そういった意味で検討課題として、とりあえずは現状どおりでやると。もうすぐ目の前にあるわけだから、検討課題にしたらどうですか。

○掛谷委員長 ありがとうございます。

じゃあ、何かここでは採決というようなことも余りしたくないんで、置いときますか。

御意見は、現状でいいんじゃないかと、それから副議長は要らないんじゃないかと。もう一つは、議長が決まって、それを受けてやる方法だったらおかしくないんじゃないかという話が、ちょっと複雑ですけども、3つあるのかなと思ったりします。ということで、きょうは決められないと思いますので、よくそこの辺のところも考えていただきながら、次回決めたいと思います。

5月臨時会なんかがあるようにも聞いておりますし、改選時期でもありますから、構成がえですか、ちょっと置いときます。よろしいですか。

○守井委員 構成替えが目の前に来とるから、現状どおりでやるかやらんかだけぐらいは決めといたほうがいいんじゃないの。例えばそれは議運がこれから何回かあるかもしれないけど、相談してというような形になるんじゃないだろうけど。皆さんの意見を聞いてみてください。

○中西委員 多数決で決めるような話ではないんで、これについては以前の申し送りを踏襲してこの6月を行うと。ただ、検討課題としては、次に申し送りをして検討していただくということかどうか。

○石原委員 副議長の選挙に当たっての所信表明は、恐らく議長を補佐しとか、議長を支えとかというようなことがもう重立った内容になると思うんで、であるならば、あえて所信表明を行っていただくことの必要性を感じてこういう意思表示をさせていただいてるんですけど、委員の皆さんがおっしゃるように、採決してとか、この場でというんじゃないんであれば、引き続きになりましょうし、じゃあ6月も議長、副議長選挙が控えていますけど、その先というたら、さらに2年後になるんで、そうであるならば、2年かけてじっくり検討すりゃあええんじゃないですか。ここで変える意思があるんなら5月中に決めりゃあええでしょうし、それはもうお任せします。

○掛谷委員長 じゃあ、これについては従来どおりのやり方で当面実施するということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、これは検討課題にしときます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○掛谷委員長 それでは、休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

申し送り事項について、追加事項が残っておりますので、これを議題とします。

執行部に対して特に予算の伴う2月定例会については、早い目にできないかという申し入れもお願いしたところでありますけども、まずこのあたりの説明をお願いしたいと思います。

○石村議会事務局次長 2月定例会につきましては、学校関係の行事とかぶりますので、早目に招集をお願いしたいということは執行部に申し入れはしております。引き続き、粘り強く申し入れをしていきたいと思っております。

○掛谷委員長 そういう中で、皆さん方の御意見を頂戴しながら執行部にさらなる申し入れをしていきたいと思っておりますけど、御意見がある方はどうぞ。

○守井委員 卒業式はぜひ出席したいという気持ちは皆さん御一緒だと思うんで、できるだけ日程がかぶらんように日程を前倒ししてもらうように執行部にぜひお願いしていただきたいと思

ます。

○掛谷委員長 ほかにはよろしいですか。

○石原委員 少しでも早める努力はしていただくのと、卒業式、卒園式についても数が多いんで、執行部の皆さんが数多く出席されると思うんですけども、それ以外のところでしたら、議員の出席のあり方を検討して、文教関係以外の審査は可能じゃないかと思ったりもするんです。可能であればそこらあたりも検討して、卒業式、卒園式、議会中ですし、議員の出席というのも検討して、もし整うのであれば、可能であれば朝から審査に専念するというような体制を御検討いただければと思うんですが。

○掛谷委員長 ほかにはどうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

意見がございませんので、2月定例会は、特に1週間でも前倒しをしていただいて、できるだけ卒業式とダブることのないような検討をさらに推し進めていくということで、議長を通して執行部をお願いをするという形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのような御意見もほかにないようなので、検討事項として残して進めていきたいと思いません。

ほかには何か皆さんもう申し送りでもよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、以上をもちまして②の申し送り事項については終了させていただきます。

***** 議会の新型コロナウイルスの感染症対策について *****

次、行きますが、④になります。議会の新型コロナウイルスの感染症対策についてを議題とします。

○石村議会事務局次長 先般の議会運営委員会で御提案しました議会の対応についてでございます。

前回いただいた御意見を参考に修正案をお出ししております。議会運営についての③につきましては、議員傍聴者に対してということで限定的だったんですけど、ここは誰でも議会棟への入庁者に対してという形にしてはどうかと考えております。

それから、傍聴の自粛についてが欠落しているという御意見をいただきましたので、傍聴の自粛を求めるとともに中継を活用して、やむを得ず傍聴する場合は緊急連絡先の記入を求めるといいう言い回しにしております。

それから、⑤につきましては、委員会に限定していたんですが、会議におけるということで、本会議であっても、委員会であってもということでございます。

それから、⑥については効率的な運営に努めるというのは当然のことだという御意見がありましたので、これは削除いたしております。

それから、3の議員活動についてのうち、⑤なんですけれど、議員本人または家族が罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合の規定でございまして、後段の「また」以降で家族が罹患あるいは濃厚接触者と認定された場合も、速やかに議会事務局を通じて議長に報告すると、ここはかぶっておりましたので、そこを削除しております。

それから、⑥の不要不急の外出要請について、市民感情に配慮してというところは、感染拡大の防止に最大限の協力を行うという表現にいたしております。

変更点は以上でございます。

○掛谷委員長 説明がありました。削除するところがほとんどですけれども、ここにちょっと目を通していただいて、これでよいかと。休憩を取ります。目を通してください。

休憩。

午後1時09分 休憩

午後1時20分 再開

○掛谷委員長 それでは、休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

○守井委員 感染症が広がらないように協力していったらいいと思います。

○掛谷委員長 ほかにはよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これは決まったらどういう形で配付を。

○入江議会事務局長 議運の結果通知でお届けすると思います。

○掛谷委員長 それでは、そのようにさせていただきますので、よろしく願います。

***** 新型コロナウイルス感染症対策の調査等について *****

次に、⑤はその他になりますけど、何かございますでしょうか。

○守井委員 この間コロナ対策の関係で、議会としていろんな調査をやらにゃいけないんじゃないかというような話をしていたと思うんですけども、それに対して結果的にはどういう話になったか、わかりますか。

○掛谷委員長 岡山市の事例で、議会としてプロジェクトチームを立ち上げてというのを私からは申し上げました。

もう一つは、たしか中西委員から、これは議会ではないんですけど、行政として一本化した窓口、コールセンターみたいなのはどうかという話ですけど、今後行政からいろんな話が出てきたものに対して、議会として対応することを守井委員はしたほうがいいんじゃないかということなんですけど。議会として今後どうするか、コロナ対策。

○入江議会事務局長 この前、委員長にはお集まりいただいたんですけど、基本的には結論めいたものはなくて、少なくとも市内に感染者が出た場合はもう一つランクというか、上がるんじゃないかなあと。その場合には、そういう機会を設けるようなことを議会として求めないといけないあというの最後の結論みたいなことにはなったと思います。

あとは、情報の整理ができていない状況にあるということですので、市長公室長にも来ていただいて話をしたと思いますので、それは努めてそのように行うという格好にはしております。

また、事務局でできることとしては、本部会議の資料、今までも全部出していますが、それに加えてそもそもの新型インフルエンザ対策の法律はどうかというのがなかったということで、法律とか、それからそのガイドラインに当たる感染症対策の基本的対処方針、これらの情報提供に努めるということにしておりまして、今はもうSide Booksには全部上げていますが、そんな感じで日々提供を怠りなくやっていくということぐらいだったと思います。確定的なこうする、ああするとまでは言わずに、もう一段上がるときには必ず議会としては求めていこうというようなところが、一致とは言いませんが、そのようなお話で終わりました。

○守井委員 この新型コロナ対策については、市政全般に幅広く影響があるというような形で、厚生文教委員会ではいろんな問題に対しての報告なり、委員からの提案なりがあったんですけど、産業部門、総務部門に関してもやっぱりいろんな対策を考えていかなきゃいけないと思うんですよ。その辺は、特に総務産業委員長へ、コロナ対策をしっかりと考えていただきたいということをお願いだけしておきたいと思うんです。

産業関係でしたら休業補償の問題があるだろうし、それから他市では市民に対して商品券を配布して活性化させようとか、いろんな動きがあるかと思うんですよ。そのあたりを総務産業委員会でしっかりどういうぐあいに論議をされておるのか、どういうふうな考え方を市のほうは持つとられるのか、市民からでもしっかり提案していただくなりを委員会でも検討していただくようお願いしたい。議会中でしたら、いろんな協議ができると思うんですが、閉会中なんで。やっぱりそういう会議を設けないと調査ができないというような状況になっているかと思うんで。

今、2点ほど申し上げましたけれども、その他いろんな関係があるかと思いますが、危機管理課が全体を掌握しとるといような話になっておりますから、組織的な問題も総務産業委員会のほうでしっかり検討していただくようなことを考えていただきたいと思います。委員長何か御意見があったら。

○石原委員 御提言ありがとうございます。それから、前回守井委員の言われていました合同で全体としての委員会になるのか、全員協議会という形もということだったんですけど、おととい厚生文教委員長にも同席いただいて先ほど報告があったような中で、現時点では備前市内に発症を見ていないということ。今後、備前市内に罹患者が出たり、感染が広がるというような場合にはまたワンランク違った対策になりましようから、そういうときにはということで。現時点ではあくまでそういう場を設けずにとということです。

それから、提言いただいた総務産業所管部分のところも提言を受けまして、進めていきたいというふうには思います。

○入江議会事務局長 そのことに関して御連絡を申し上げます。

本日も、資料を連絡箱で配付させていただきましたが、1人10万円というあの特別定額給付金（仮称）と言うそうですが、この実施についての大臣通知と、その概要についてがきのうの時点で手に入りましたので、お伝えをしております。

この予算規模は、備前市に置きかえますと3万5,000人とする35億円の補正予算が必要になるという形になりますので、中西委員から、これは臨時会があるのかというような話もありましたので、いずれにせよ予算の裏づけというのは必ずなされるもんだと思っております。詳しくは、けさお配りしました資料をごらんいただきたいと思います。

○掛谷委員長 それは日程的なものは一切入っていない。

○入江議会事務局長 大臣通知によると、市町村においては可能な限り迅速な給付開始を目指すものとするというふうになっています。特に、これは住民基本台帳から引っ張ってきて、4月27日現在の市民とその世帯主がもう完全にわかって、それを郵送で発送して、必要な方は申請を郵送ですとか、オンラインですとかして、それだけじゃ足りないとは思いますが、できるだけ早くその10万円を市民の手元に、銀行振り込み、振り込み以外にはないようですが、給付していくというのが今回の20日の通知文です。

○掛谷委員長 もう一つ確認ですけど、マスコミ等の情報によれば、専決の方法もあるけど、議会議決が要るといようなことを聞いておりますけど、そういう意味では臨時会が必要になってくるんですか。

○入江議会事務局長 これはわかりません。

○掛谷委員長 わからない。

○入江議会事務局長 市長が35億円の予算を専決して、当然後で報告、この場合は専決予算について承認を求めることという報告があるはずですが、これをどちらにするかというのはわかりません。議会が補正予算を議決してからになると、それまでは着手できませんので、その分だけは当然おくれますけど、それは市長が御判断されると思います。

○掛谷委員長 ほかに何か。

○守井委員 今の関係でいうたら27日か28日に臨時会が開かれる予定があるという話ですか。

○入江議会事務局長 通知文をごらんいただきたいんですが、4月27日というのは、備前市に籍がある人で、その籍がある方の世帯主にその申請書なるものをお送りするという基準日です。

○守井委員 だから今言うた4月27日は関係ないんだけど、お金を配布するためには27日か28日に臨時会をやって、あるいは30日か1日か、5月の連休明けかにやる予定があるのという意味合いで、来週の早々に臨時会をやる予定があるんかという話です。例えば、臨時会を開くにしても議運を開くわけじゃから、そのあたりの情報はどんなんですかという問い合わせなんですけど。

○掛谷委員長 わかりますか。

○入江議会事務局長 この場合の議会の招集権者は市長になるはずなので、私どもではわかりません。まだ、臨時会の日程を議会と調整するというようなものを市長公室長からは聞いておりません。

○守井委員 まだそれは国の予算が通ってないじゃから、国の予算が通らん限り来んとは思いますが。

○入江議会事務局長 そうですね。

○守井委員 はい、わかりました。

○尾川委員 ほかのことで、ちょっと次元があれじゃけど、今まで市からいろいろ配付物があったと思う。全戸配布と、それから回覧という方法とがあったと思うんですけど、その情報をちょっと早目に議会へ出してもらえたらと思うんじゃ。

○入江議会事務局長 その点は、事務局として漏らしておったところです。今までに回覧とかチラシがあったのは、3月2日、3月27日、4月13日の3回だと思いますが、これについて議員さんのお宅に入った回覧なんで、一時通過するという部分がある、この点の御指摘をいただいたんだと思いますので、これについては、今のところおくれながらSide Booksには入れておりますが、配付が多分できていないので、配付を行いたいと思います。今まで3回あったと思われます。今後もあったら、同時か若干おくれるかもしれませんが、記録として資料で残すような手だてを考えます。

○掛谷委員長 よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、その他についてはそういうことで終わりたいと思います。

***** 議会基本条例について *****

それでは最後に、議会基本条例についてを議題としていきます。

お手元に議会基本条例案、赤で追加等をしているものと、改正案があります。これについて説明を願いたいと思います。

○石村議会事務局長 検討項目は、これは2月19日のときにお出ししたもので、その際に御説明をさせていただいているので、進め方を御協議いただけたらと思います。

○掛谷委員長 進め方については要検討というところは置いといて、簡単な変更なり削除、そういうところについてをまず決めていきたいなと思います。

○石村議会事務局長 それでは、要検討事項以外の法制執務的にもうこれは必然的に直さないといけないというところから御説明をさせていただきます。

まず前文です。前文は、7行目の議会は市民から直接選挙で選ばれた備前市議会の議員ということで、最初の原文は備前市議会議員となっていたんですが、条例上はほかの条例を見ましても、「備前市議会議員」については「備前市議会の議員」という表現をしているようですので、ここは「の」を入れるべきということで、余り御協議をいただく余地がないのかなということで

ございます。

それから、第2条の「市長と執行機関の市政運営状況を監視し」というところですが、これも説明には書いておりますとおり、名詞及び名詞、または動詞及び動詞で及びは結ぶということですので、評価するに当たるのは監視しということになるということで、「し、」が追加となります。

それから、第2条の第4項、「議会運営に関わる条例」、これは「関わる」が平仮名でしたので、これを漢字表記とさせていただきます。

第7条、「議会は」の後に「、」が入るということです。

それから、第2項の調査研究、「調査研究など」と平仮名になっていたんですが、名詞の後のなどは漢字を使うということでしたので、「等（など）」は漢字にしております。

第8条、「全ての会議を原則公開とする」とともに「全て」も漢字を使うということで、平仮名表記から漢字にしております。

第10条第1項第4号、備前市まちづくり基本条例第15条の2に規定する総合計画との整合性ということで、「総合計画」という固有名詞は、第12条第1項第1号で最初に出てきたんですが、第10条第1項第4号に出てきますので、そちらで「まちづくり基本条例第15条の2に規定する」というのが入りまして、そこから先の総合計画はもう単に「総合計画」という表記になるということでございますので、その2点をあわせて修正しております。

第12条第1項、地方自治法第96条第2項の規定に基づくとあったんですが、法律を書く場合は、（昭和22年法律第67号）という括弧書きが必要ということで、それを追加しております。

第4章討論の拡大及び議員間討議の実施、これは「討論の拡大、議員間討議」となっていたんですが、この際は「及び」を使うという御指導がありましたので、入れております。とあわせて、目次のところのこれは直っていませんでしたので、討論の拡大、議員間討議、その後の「の実施」も抜けておりましたので、これも表記を合わせたいと思っております。

それから、最後のページです。第20条第1項の2行目です。「市民に公表するなど」、動詞の場合は平仮名を使うということでしたので、ここは平仮名表記にしております。

法制執務的に御協議をいただく必要はないかと思われる点は以上でございます。

○掛谷委員長 そこについては問題なしとして、決定をさせていただきますよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、それ以外のところについて時間の許す限りこれから最初から行っていきたく思います。

皆さんそれでよろしいですか、頭から。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○尾川委員 前文のことなんですけど、どうもほかの議会のまねをしたらいけんというんじゃない

えんですけど、どうも言葉が同じような表現で、今さらそんなことを発言すると言われるかもわからないんですけど、もっと備前市としての前文ができんかなあと。

もう一つは、この前文の3行目に「二代表制の実効性を高め」というのは、どうももう少しわかりやすい言葉に変えたほうがええんじゃねえかと思うたりするんで、実効性というより議会の機能を高めるとか、もっとわかりやすうできんかなあという感じがあるんですけど、どんなかなあと思って意見を言わせてもらいました。

○掛谷委員長 前文への意見が出ましたので、前文に対する皆さんの御意見をいただきたいと思えます。

○守井委員 尾川委員、例えばこういう言葉を入れたらどうかというのがないかな。備前らしいというたら。

○掛谷委員長 今言われたのは二代表制の実効性を高めとかというようなことを言われましたね。

○尾川委員 そういうことなんじゃけど。それからもう一つ、地方自治の本旨の実現というか、これもわかったようなわからん言葉で、もう少しわかりやすい、ぱっとわかるような言葉はないんですか。

○守井委員 そこはしっかり考えにやすぐには出てこん、時間がないから。

○掛谷委員長 議会のところへ下線がたくさん出てきますが、これはどういう解釈したらいいの。

○石村議会事務局次長 これは検討項目にも書かせていただいたんですけど、冒頭に備前市議会（以下、議会という）とあるんですが、途中備前市まちづくり基本条例を引用されておられて、先ほど追加資料でまちづくり基本条例をお配りさせていただいたんですけど、まちづくり基本条例の第1条では、「この条例はまちづくりの基本理念と仕組みを明らかにし、市民、市及び市議会が切磋琢磨し」ということで、議会のことは全て市議会という表現になっております。ですので、以下議会というのと、ここの市議会が合わないということでございます。

○掛谷委員長 そういう意味。4行目等に市議会の責務とあるが、まちづくり基本条例は市議会なんだけど、この前文では議会になっているんで、市議会にしたらどうかという意味合いですかね。それで、四角で囲っている市議会、アンダーラインを引いているところの議会は市議会と置きかえたらどうかという話でいいんですかね。そういう意味合いですか。

○石村議会事務局次長 そうしてはどうでしょうかというよりも、よその基本条例を見ますと議会と言われていたところが多いんですが、備前市のまちづくり基本条例については、議会のことは市議会と書いているので、その辺はお決めいただきたいということです。

○守井委員 まちづくり基本条例の全体のまちづくりから見たら市議会になるんだろうと思うけど、市議会が基本条例をつくろうとしとるんじゃから、それは議会がいいんじゃないかと私は判断するけどな。あくまでもこれは市議会がやろうとしとるんじゃから、それは議会で十分じゃ

ないんか、まちづくり条例の中で議会じゃったら何の議会かわかりにくいから、市議会という表現でくくっとるんじゃないかという感覚だから、市議会がする条例だから議会でいいんじゃないかと私は思うけどな。

○掛谷委員長 どうでしょうか。

○守井委員 それよりも、今は尾川委員の話。提案があったけど、よく読んでみると何とも言えないので、そこは持ち帰らせてもらいたいと思います。

○掛谷委員長 文面についてはそういうふうには持ち帰りましょうか。いいのを考えてください。文章が大幅に変わるということはないとは思いますが、表現の仕方とかが若干あるかなとは思いますが。

それはそれとして、市議会と議会、これだけははっきりさせておきたいんです。

○守井委員 議会でいいと思う。

○掛谷委員長 議会でいいですか。

ほかの方もよろしい。こだわらない。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、これは議会とします。

あと、前文の表現については、何かあれば次の、次がいつになるのかわかりませんが、あれを出していただきたいということぐらいの方向でいきたいと思います。

じゃあ、前文は終わりました。

あとは、第1章の第1条。このところを読んでみていただきたいんですが、どの言葉がどの言葉を形容しているかわかりにくい。明確に説明できるよう整理をする必要があるという指摘が、法制担当者からあったということでございます。確かにそういうところはあるかなと思っておりますけども。

○石村議会事務局次長 第1条の目的が非常にわかりにくい表現になっておりますので、何のためにこの条例を設けるのかというところを御検討いただきたいということでございます。

○掛谷委員長 私もこれを一生懸命考えたんですけど、一つの案としてこの条例は二元代表制のもとに住民自治を推進することを原則とするで切って、自主自立の分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定め、市民が安心・安全や教育、福祉の充実で豊かなまちづくりの実現を目指すことを目的とするというようなことを入れたんですけどね。

○石原委員 これは前文同様で、ここで言う目的というのが条例制定にとって一番重要じゃないかと。

○掛谷委員長 それはそうです。

○石原委員 今さらで申しわけないんですけど、ここの部分も一回持って帰って。

○掛谷委員長 今さらなんじゃけど、それはしょうがない、ここまで来たら。

○守井委員 市民に身近な議会をで、議員の活動の活性化と充実と、これがどの辺を形容して、何をしようとしよんかわからんということなんで、結局このつながりのところで、市民に身近な議会及びというて、ここで何をするかというのが出ていないから、何かわからんという意味合いじゃろうと思うんよ。だから、市民に身近な議会を提供しとかいう話になるんだろうと思う。それで、議員の活動の活性化と充実のためにと、それでいいんじゃないんかと思うけれどもね。

○掛谷委員長 大事なことを入れ込んでいかにゃいけんということと、あとわかりやすく間違いない文言を入れるべきだと思うんで。難しいですよ。ここで決めることは難しいなあ。

○守井委員 身身近な議会をどうするかという話がここにはないから、そういう指摘があるんじゃないんかと思うから、身近な議会をつくるとか、提供しでもいいし、そんな表現を入れたら通るようになると思うけどなあ。そこだけ考えてもらったら。

○掛谷委員長 ただ、これは今まで考えてください、考えてくださいって何遍も言うた中でここへ来とんです。お願いしとんです。今までなかった、なかった。

じゃあ、皆さんどうあれ持ち帰ってください、ここは、議会事務局ともじゃあどうあるべきか考えさせていただくということをこちらもします。

○守井委員 一応、ここへ書いとるんじゃないから、これをベースにそう変えんだって、文言のところの形容詞がどうかということと言よんじゃないから、そこを考えりゃあええ。

○掛谷委員長 そこを含めて議会事務局と我々正副委員長も一応考えさせてください。皆さん方もいいあれがあったら早目に出していただければ。

○中西委員 これはいつまでにつくるかというて、後が決まっとる話かなあ。

○掛谷委員長 それはそうでしょう。

○中西委員 一番大切なところを持ち帰って、ほんなら新しいものができて、6月定例までに間に合うんかという兼ね合いがあるから、工程も含めて考えとかなあかんと思うんです。

○掛谷委員長 これは、まだパブリックコメントもしていませんし、市民への報告などもやりたいたいと思よんで、それは最後にいつごろまでにとというのは思ようたんですけども、先にその話をしてもいいんですけど。

○中西委員 そういう工程の問題が一つ頭の中にはあるんですけど、その上である意味では、こういうことを言うと叱られるんかもわからんですけど、今までやってきたことと、我々が今度目指すことをある程度言葉で置きかえておるんであれば、それはそれでいいんじゃないかなあと思はるんですよ。僕も細かいことを言い始めると、例えば第1条のところ、二元代表制のもとに住民自治を推進することを原則とした自主自立の分権時代にふさわしい、つまり二元代表制というのをうたっているわけだから、その原則として自主自立の分権時代にふさわしいなんて、こんなものはなくてもいいわけです。

○掛谷委員長 まあそういうことだね。

○中西委員 それを言い始めたら切りがない。

それで、市民が安心して生活できる豊かなまちづくりの実現、これは上の前文の市民の福祉の向上はということと、地方自治の本旨の実現ということで書いてしまえば、それはそれで済むわけですね。こういうのは集団で論議する仕方と、それから文章をこういうふうにしたらどうかということを考えるのはやっぱり別にしていかないと、日程的に間に合わない。

○掛谷委員長 ですから、ここではこういう文章にしましょうというよりも、こういう方向でいきましょうというのを決めてほしいという流れです。

○中西委員 だから、守井委員がおっしゃっておられたように、余り手直しをせずにこの文章を少しいらって終わるといところで考えたらどうですか。

○掛谷委員長 了解しました。方向性はそういう方向性でいいですか。

○中西委員 そのことは、大体正副委員長にお任せするということで了解が取ればそれでいいんじゃない。

○掛谷委員長 暫時休憩いたします。

午後2時05分 休憩

午後2時17分 再開

○掛谷委員長 休憩前に引き続き議会運営委員会を開催します。

次に、第7条第3項、広報紙による市民への積極的な情報提供、議会の義務とするならば第20条と内容がかぶるといところですね。

〔「取りやあええ」と呼ぶ者あり〕

取りやあいいんです。第3項のICTや広報紙による市民への積極的な情報提供を行うとともに、市民から寄せられた情報や提言を議会運営に反映するといところと、その第4項の云々があつて、必要な事項は議長が別に定めると、この辺のところがかぶったりして、もう要らんのかなといところですね。第3項と第4項は要らんといことでもいいのかな。

○守井委員 第7条の議会改革推進会議という部分は要らんよ。取りやあええが。他の自治体、議会との交流及び連携を推進し、地方分権社会にふさわしい議会のあり方について調査研究等を行う。3項、前項の改革に取り組むため、ICTや広報紙による市民への積極的な情報提供を行うとともに、市民から指摘された情報は議会運営に反映するといこと。

○掛谷委員長 下線を引いとるところを取るとい意味。

○守井委員 違う。「議会改革推進会議は」を取るといこと。赤字を取るといこと。「議会」は要らんか要らんかわからんけど。

○掛谷委員長 ああ、赤字を取る。「議会は」と、いことでもいいといこと。

○中西委員 ずれているんかもわからんけど、7条の3項を全部取ってしまえばええが。

○掛谷委員長 3項が要らなくて、それで4項の中で「議長が別に定める」も要らんのかな。

○中西委員 いや、4項は残しとかなあかん。いのは、ほかに何か出てくる可能性があるから、そのときには議長が定めるといことここに出てくることのできるから。だから、とりあ

えず4項まで考えんと、3項だけのところで考えてよ。3項は全部削除する。

○掛谷委員長 第3項はもう取って、1項、2項、それで4項を3項に繰り上げる。それでいいですね。

○中西委員 「議長が別に定める」というのは、残しとかなあかんと思うんですよ。その前の6条、5条もそうなっている。

○掛谷委員長 了解。じゃあ、3項を取って、4項を生かして、1項、2項、4項をそのまま残して3項を取ると、これでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そのようにいたします。

次に行きます。

第2章の第8条の全ての会議。

○尾川委員 全ての会議は原則じゃからええんじゃけど、公開してねえもんがあるう。

○掛谷委員長 全部はしていません。委員会のインターネットなんかもやっていませんなあ。

○中西委員 インターネットでやっているということと、本会議は別なんだから。全ての会議は原則公開すると。しかし、問題になるのは全協ですよ。全協がこの中に入るかどうか。

○掛谷委員長 全協が一番じゃなあ。

○中西委員 だから、ここで言えば、全ての委員会をというふうにしとけば、それは大丈夫ですよ。

○尾川委員 そうじゃ、本会議及び委員会。

○中西委員 本会議のほか委員会というふうにしとけば、それは合います。

○尾川委員 じゃあねえんか。どんな、事務局。

○入江議会事務局長 全ての会議となると、全協もそうだし、編集委員会もそうだし、正副委員長会議、会派代表者会議、全部公開です。公開だけじゃなくて、全部議事録をつくらにゃいけないので、もう大変です。だから、全てというのはやめてほしいです。そういうものではないと思われれます。

○守井委員 全てのというのをもう削除すりゃあいいんじゃないの。会議だけ残しておけば、会議というたら委員会も入るし、原則だけでの話じゃから、しなくてもいいという話にもつながるんじゃないから。

○石村議会事務局次長 全ての会議という御提案だったので、全ての会議を公開されるのかどうかを確認したかったということですが、そうではないという議運の決定をいただけるのであれば、例えば委員会条例に規定されている委員会という意味になるようにこの表現は改めたいと思います。

○石原委員 全て公開するか、会議に応じてというんかの確認じゃったんじゃないから、ええんじゃあねえんですか。議運としては会議に応じて公開できるもんもあるし。あとは事務局が表現は考え

てくださるということで。

○掛谷委員長 そうそう、それでいいんじゃないかなあ。任しゃあええと思う。そういう方向性
の話ですということで、このままでいいんじゃないですか。ええんじやろう。

○石原委員 このままじゃあだめでしょう。

○守井委員 意を酌み取るような文章に変えますと言よんじやから、そうしてくださいと言え
ばいいんじや。次に行こう、次。

○掛谷委員長 わかりました。

次。第2項、「議会は会期中または閉会中を問わず、市民との意見交換の場と、懇談会等を開
催し」のこの懇談会というのがどう……。

○中西委員 これはもうこれでよろしいが。懇談会は、議会報告会も含めて考えているんだと言
えばよろしいが。

○尾川委員 4項に議会報告会というのを書いとる。

○石原委員 濟いません、次から次へ出てきますけど。なかなか現実問題、会期中に懇談会を開
くことも、努めるなんで、それは何でもかんでも入れときゃあ努力はしています、しましたと言
えるんかもしれんですけど、現実問題懇談会、それから表現も懇談会等というのがどうなんかな。
それで意見交換、情報収集、市民の意見の反映というのはもうあっちこっちに出てくるんで
すけど、懇談会等というのを排して努力するんであれば、市民との意見交換の場を設けるぐら
いは。

○掛谷委員長 2項は、「議会は会期中または閉会中を問わず」、これを取ってしまやあええと
思うんです。別にそんなことを入れんでも懇談会はすりゃあええがと。すりゃあええんじや
けど、いつでもするときにはすりゃあええし、できんときはできんでええんじやし。それでいい
んじゃないの。

○尾川委員 4項を見て、意見交換を行うための、2項の意見交換の場として懇談会等となつ
とんじや。それで、議会報告会等を開催しなければならぬじやろう。議会報告会等と懇談会等
との違いというのはどこにあるんかと言われたときに、どうするんなら。

会期中云々というのは、もう取ってしまやあええというのはわかるよ。ここで懇談会等と議会
報告会等を言われるのは、どうするの。

○掛谷委員長 だから、報告会というのは、議会が終わった後には必ずするというのが議会報告
会で、懇談会というのは任意で常任委員会か会派か、自由に懇談会、ちょっとあやふややなあ、
言われたら。

○尾川委員 ある程度イメージはしとかんと困るんじやねえかなと思って。

○入江議会事務局長 よろしいですか。

若干お叱りを受けましたけども、6月に何々会が会派へ申し入れを、要望事項を伝えたい、そ
ういう会がありましたよね。それをするのを努めるとすると書いてあるんです、これは大体。い

つでも都合さえ合えばやりましょうよというふうに書いてあるんです。

○掛谷委員長 そういう意味合いですね。

私もそう思うとんですよ。じゃから、取ってしまやあええんじゃねえんか。議会報告会というのは定められた申し合わせで決まってるから、この懇談会はあくまでもいつやるとかやらんとかというのもわからんわけじゃし、そういうことができるということで、その差別化はできると思うんですけどね。

○守井委員 懇談会と議会報告会は違うという話にしときゃあええが、それは。

○掛谷委員長 そうです。だから、「会期中または閉会中を問わずに」を取ってしもうて、「議会は市民との意見交換の場で、懇談会等を開催し、市民の意見を反映することに努める」、これでいいんじゃないかと思しますので、いかがでしょうか。

○石村議会事務局次長 協議事項にも書いているんですけど、第8条については、まちづくり基本条例のほうでは、そういった役割というのは、議会の役割と議員の役割というのは分かれておりまして、まちづくり基本条例でいう議員の役割が、議会基本条例では議会の役割になっている。そのあたりの御協議もいただきたいのと。第4項については「報告会等」とあるんですが、この「等」というのは必要なのかなというのは個人的には思います。

○掛谷委員長 どこ。

○石村議会事務局次長 追加でお配りしたまちづくり基本条例の第11条をごらんいただきたいと思うんですが。

議員の役割及び責務というのがございまして、「議員は広く市民との対話や議会報告会の開催など広報活動を行い」という、市議会の役割と議員の役割というのはまちづくり基本条例でははっきり分かれておりまして、ここに書いてあるまちづくり基本条例では議員の役割、基本条例では議会の役割というふうに、そこあたりの整合性は必要なのかなと考えております。

○掛谷委員長 まちづくり基本条例と全く整合性がなかったらあかんけど、こちらは議会基本条例として制定するわけじゃから、そういったところはそこまでのそごがなければいいんじゃないかと思うたりするんだけど。

○守井委員 まちづくり基本条例は、議員としての表現になっておると。議会基本条例の中では議会としての、組織としての表現になっておるという違いということで、その議会ということとは、議員全てが入るとるわけじゃから、こちらのほうはもう議会全体でそれを取り組んでいく、まちづくり条例の中では、個人としての役割として果たすという意味合いで書いとるわけだから、団体と個人という意味合いの違いがあってもいいと私は感じますけれども、どんなですか。

○尾川委員 ちょっと聞きたいんだけど、議員と議会基本条例について、議会、あるいは組織としての取り決め、それから事務局が指摘する議員としての取り決め、この辺はやっぱり明確にしとかにゃいけんのかのう。その辺はどんなんじゃろうか。それは別の条文をつくらにゃいけんということになるかもしれないなあ思うて、この条項で第8条の中に議会を、「議会は」を「議員

は」とかに変えたりじゃあおえんのかなあと思うたりしたんじゃないけど、どんなんじゃないか。

○石村議会事務局次長 要検討にはなっているんですけど、前文の中にもまちづくり基本条例の市議会の役割、その市議会の責務を常に自覚しという引用もありますので、そこら辺は合わせるべきかとは思いますが、ここはそういう意味で検討をいただきたいということでございます。

○掛谷委員長 例えば、議会はあるけど、議員はというのどこかに入れるという話かな。追加して入れるんか、議員というものを。追加せえという話かな。

○守井委員 もう議会と議員は違うという考えで、このままでいいんじゃないかと思うけどなあ。それで、もう一遍仕上げてしもうて、もう一遍読み直してみりゃあええがと私は思うけど。

○掛谷委員長 いや。方向だけは決めておきたいんで、今言うように議員の役割というのが必要ではないかということをお願いいたいたいですか。議員はというのを入れるべきじゃないかという話に聞こえるんじゃないけど、そういう意味ですか。

○守井委員 整合を図りゃあええんじゃないから、そういう意味じゃろう。同じようにせえと言ふんじゃ。それが違うても構わんよというのは僕の意見です。

○掛谷委員長 必要ないと思うけどなあ。

○石原委員 まちづくり基本条例というのは、議員の役割の中に、ここに上げられとるような活動内容が明記されてはおるんですけども、その議員の集団が議会であって、議会の基本ルールを決めていきましょという基本条例なんで、表現はこれでええんじゃないかなあと。

それで、目的は持ち帰りに結局なったんですかね。目的のところにもここには、議員の活動の活性化と充実のためにこの条例をつくりますとあるんですけど、この中を見てみると、議員のその活動に関して規定というのは、もう議会の中での議員間で討議しなさいとか、そういうことが載っとるんだけど、ふだんの活動についてはないわけで、そう考えると余計ここでは議会のルールを決めていきたいと思いますという条例じゃから。

それで、委員長がしばらく前に言われたこの第2項で、「会期中または閉会中を問わず」というところを削除して、年間通して市民との意見交換を進めていきたいと思いますという中で、懇談会等というところの表現だけ、また事務局に考えていただいて進めていけばええんじゃないかとは思いますが。

○掛谷委員長 議員の役割というところも検討事項として調整したいということでもよろしいでしょうか。

方向づけは両方とも考えていくということで、両方考えていく、取り入れていくという方向でじゃあいきましょうか。

○守井委員 要らんとするけど。

○掛谷委員長 私は要らんとするんだけどなあ。皆さんに方向性だけ決めてもらって、「議員は」というのは要るんか、要らんのか。

○石原委員 委員長、済いません。休憩ええですか。

○掛谷委員長 じゃあ、休憩いたします。

午後2時45分 休憩

午後2時53分 再開

○掛谷委員長 休憩前に引き続き議会運営委員会を開催します。

次が第3章、第12条の第2号のところでは議会が必要と認めるというところの要検討と書いていますね。ここがどうなんかなあと。

第3号のところも他団体、市が他団体と結ぶ協定のうち、予算を伴うもの及び特に議会が必要と認めるものところが要検討になつとるんですけども、どうでしょうか。

第2号は、議会議決を要するというように断定できないんですかね。

○尾川委員 できるやろう。

○中西委員 いろんな計画が上がっていますが、その計画は全部議会議決をしているわけじゃありませんが。

○掛谷委員長 そうなんです。

○中西委員 それはどういうふうに分けるんかということ言われているわけですよ。だから、基準を定めなきゃかんということじゃわなあ。

○掛谷委員長 難しいところですね。ここは事務局で何かいい案がありますか。我々に決めえと言われても。

○入江議会事務局長 これは条例に定めて、この計画は議会の議決を経ないと発行したらならんぞというてできるはずだと思います。ですから定住自立圏形成の計画については、特に議会はこのについては議決をするという話にしていると思います。なので、そういう計画は、この後もふえる可能性もある、減る可能性も当然ありますけど、そういうふうになれば柔軟に対応できるということだと思います。

○掛谷委員長 だったら、このままでいいな。

○守井委員 総合計画については、10条に書き込めえという指摘じゃろうと思うんよ。じゃから、もうこれ削除しとったらどうなん。後ろに書いとるよという話じゃと思うんじゃけど。

○尾川委員 議決事件は、決められとったけど、総合計画については自治体ごとに任せますという法改正じゃったと思うんじゃ。

それで、議会としたらできるだけ議決事件の拡大ということ表現していくべきじゃと思うんじゃけどなあ。議会が決めたら議決事件になるんじゃから。常識の範囲内でどこまでを議決事件の範囲にするかということを決めていきゃあええんじゃけど、議会の立場としたら議決事件を拡大していきたいと。だけど、余り勝手に執行部を無視してやるわけにはいきませんよというニュアンスじゃと思うて。だけど、総合計画はきちっと明確にしておきましょうというもんじゃと思うとるよ。

○掛谷委員長 私もそう思う。ただし、別に定めるものというのが、これはややこしゅうなるんで。

○尾川委員 じゃから、3号があるからな。これは違うなあ。他団体と書いてある。

○掛谷委員長 第2号も特に議会が必要と認めるものというように変えればいいんじゃないの。特別に何か定めるものというて、また別に考えないけんのかなと思うたりするけど。

○尾川委員 それはちょっと次元が違う。水道の契約やこうでも議決事件じゃなからう。例えばああいうものを大事なやつじゃから入れんと。それを入れられるようなスペースをつくったかにゃいけんのんじゃ。

○掛谷委員長 そういう意味合いなんだけどなあ。

別に定めるものというのがちょっと厄介なように思うけど、それは簡単にできるんよという、それはええんじゃというたら、それはこのままいきゃあええと思うし。

○入江議会事務局長 整理ができました。12条の(2)の「総合計画における基本計画に基づく」というのは取ればいいんですよね。そうすればいけるんですよね。もちろん法に市長が定めるとなるとるやつばかりだとは思いますが、法に特別の定めがなければ、議会がここで否定すれば、その計画についても議決を要するものになるということです。と思いますが、拡大できるようになると思います。先ほど言われました公営企業の話は法が禁じておるといいますんで、無理だとは思いますが。

〔「それは無理か」と尾川委員発言する〕

はい、公営企業は利益が一番なんで、もうかるようなことについては、水道も病院もそうですけど、病院の建設については議会の議決を経ていないはずですよ。あれは別に要らないという話になっているからとは思いますが。

○尾川委員 じゃからそこは矛盾に感じとるわけじゃ、現実はな。何でも口を出すというんじゃねえよ。

○入江議会事務局長 はい。(3)は、他団体というのが問題になっていまして、他団体というのはいろいろあるんで、農協さんも、市以外は全部ですよ。

○掛谷委員長 それはそうなんじゃ。

○入江議会事務局長 法制担当は、この定義というのが必要じゃないですかと言っておられ、例えばメンロパークの協定については今でも議案になってきています。それも他団体です。赤穂市と上郡町の定住自立圏についても、既に条例規定になっています。そのうちで予算を伴うもの、または特に前の2号よりは1つレベルを上げた段階で、必要だといえ、この協定についても議決を必要とするものに拡大するということです。ここで法制担当が問題にしているのは、他団体とこのものを何とか条文できれいにできませんかと、する必要があるんじゃないでしょうかという指摘だと思います。

○掛谷委員長 極端に言うたら、市と連携協定を結んでいるというふうに限定すりゃあ、そこで

はっきりするわな。

○入江議会事務局長 はい。でも、さまざまありまして。例えば機を逸したらもうできない場合も当然あります。それを議会の議決を待たないとできないんで、そこには必ずあつれきが生じるとは思いますが、それでもなおかつ必要だということで特に認めた場合という、「特に」がここへあるんじゃないかと思います。

○掛谷委員長 だから、他団体の定義をもうちょっとはっきりしといたほうがいいかな。

○石村議会事務局長 それもありますが、検討事項にも書いておきますとおり、ある程度のルールを決めておかないと、市議会が必要だと思っても、市の事務担当者が必要でないと考えていたら、議案は出てきませんので、ある程度のルールが必要なんじゃないかということでございます。

○石原委員 3号は削除したらええんじゃないですか。他団体の規定も難しいですし、大学と連携協定を結んだり、生協さんやコンビニと結んだり、そういうのに議会が必要であれば議決案件にしましょうということですけど、今後どういう団体との関係性が生まれるかわからんですし、メンロパークなんかは大きな決まり事が伴うような姉妹都市縁組ですから、ああいう大きなものは別として、これでいくと本当に小さな団体と備前市がいろんな協定を結ぶ上でも、議会が必要とあれば議会で判断しましょうですから、3号自体にちょっと問題があるんじゃないかとは思いますが。

○掛谷委員長 議会というのはフリーハンドで広くいろんな団体との議決事件までいかんわなあ、そうなるよ。

○石原委員 議会が必要と認めるタイミングや基準もおかしいんじゃないですか。

○掛谷委員長 要らんかわからんな。

○石原委員 特に議会が必要と認めなければ一切議決案件にはならんのでしょけど、ここでこういうのを規定したために、市当局があらゆる他団体との間で交渉であったり、今後の方向性を見出して一緒に進んでいこうというようなことを逐一議会が把握して、議決が必要かどうかの判断なども非常に難しくなるんじゃないかなあ。ああ協定が結ばれたんじやなという案件もいろいろあるんですけど、それを全て事前に議会側が把握して議決に付すべきか、議案とすべきかどうかというのもなかなか。それは感じますけどね。

○中西委員 僕は別に他団体がどこなんかということは定める必要がないんで。それは他の団体だと。予算を伴うところが問題なんだというところだけなんで、他団体は別にどこでもいいんじゃないかなと思うんです。

例えばアメリカのどこかの市と姉妹縁組を結ぶと。そうしたら、行ったり来たりするからお金が必要と。行くとき幾ら要るんか、こっちに来るときは幾ら要るんかと、そういうようなところでお金が生じるのに、議会はどういう対応をするんかというところで。あと、どこかの団体と見守りの協定を結んだ、それはお金が伴わない、別にいいんじゃないですかというところで、他団

体は別に規定はなくてもいいんじゃないですか。

○掛谷委員長 原則、予算が伴うと規定されとるから。他のことは議会事件ではない。

○石原委員 濟いません、ここで予算を伴うものであれば議決事件にしましょうということでしょう、これは。

例えば、岡山大学やベネッセや、そういうところは教育に関するような協定もたしかあったりもして、そこなんて恐らく幾ばくかの予算って伴うんじゃないかな。ただ、一緒に教育について頑張っていくましようという協定だけじゃなくて、当然わずかながらでもいろいろ予算が必要となる協定もありましようし、それでこの3号の規定って難しいんじゃないかねえかなあと。

○掛谷委員長 難しいんじゃないけど、その表題にあるように議決事件の拡大とあるから、今までは議決はないんじゃないけど、そういうところまで今後はやっていったらどうかということなんでね。どこまでというのは非常に難しいところで、予算が伴う、伴わないものは議決事件じゃなくええと。

○石原委員 そこで委員長よう注意せんと、これでもう予算を伴うものというて掲げてしもうたら、予算がついてくるものは全て議決事件拡大に向けていきましようという条文でしょうから。

○掛谷委員長 必要と認める。必要なけりゃあええんです。

○石原委員 でも及びじゃから。表現の確認を取らんといけん。

○尾川委員 委員長、議決事件の拡大というところが一番大事なところじゃから、今までの、実際どういうところと協定してきてとるんかという、過去をさかのぼってもしょうがねえかもしれんけど、具体的にどういふ場合かというのをしとかんと、何も関心なしにずるずるいきよったら、何のために規定したんかということがわからんようになるが。

もうちょっと詰めたほうがええような気がする。今さらいうことばあじゃけど。

○石村議会事務局次長 もちろんこれは議会提案ですが、ここだけで協議していただきたいという意味ではなくて、執行部との調整も必要ということで要検討とさせていただきます。いろいろ御意見をいただきましたので、そのあたりも踏まえてどこまでが可能なのか、今のままでしたら予算を伴うものと、それから伴わなくとも議会が必要と認める協定等は議決事件になってしまいますので、一度執行部と調整をさせていただきますと思います。

○掛谷委員長 じゃあ、調整というところで置いときます。そういう方向でさせていただきますということで。

○石原委員 同条の2号に戻らせていただいて、総合計画の基本計画に基づくというところを省略してということだったか。それから、その後に括弧がありますけれども、「行政内部の管理に係る計画、特定の地域を対象とする計画及び計画期間が5年未満の計画を除く」とあるんですけど、これはすなわち市長が定めることとされとる計画という捉えで。これらは市長が定める計画ですよという。

○掛谷委員長 結局、国の方針やら県もあると思いますけど、それは当然最終的に市長が備前

市、うちで責任を持ってやっていくという意味だと思うんだけど。市独自のものもあるから、国からの指針についてやりなさいというのがほとんどじゃないですか。

○石原委員 というのがこれだけですよということですね。

○掛谷委員長 休憩をいたします。

午後3時20分 休憩

午後3時30分 再開

○掛谷委員長 休憩前に引き続き議会運営委員会を再開いたします。

それでは、引き続き議会基本条例の要検討のところをやっていきたいと思います。

次は、第4章の討論、討議、議論というところですけども、ここが第4章の場合は討論の拡大及び議員間討議という、討論、討議、議論という言葉が出てきているので、何か1つにしたらどうかというようなことじゃないかなあとと思いますけども。

○石村議会事務局次長 ここについては統一をなささいということではございませんで、討論というのは会議規則の中にも当然出てくる言葉ですので、これは例えばですが、議員間で議論される場合のことを討議と言うとか、それから案件についての賛成、反対を述べるときは討論と言うとか、執行部とのやりとりについては議論と言うとか、そういう概念ははっきりさせる必要があるのかなと思います。でないと、一般の方が見られたときに、もう討論という言葉や議論、討議といういろいろ出てくるんですけど、一般的には同じような言葉かと思います。

○掛谷委員長 別に問題ないと思うなあ。

○守井委員 今、次長が言うたやつでええが。

○掛谷委員長 うん、それでいいと思う。それを文言として何か表記するわけ。

○守井委員 条文説明か何かで書いといたらいいんじゃないか。

○尾川委員 要は、言葉を減らしゃあええんじゃないか。その2つを書くからややこしいんで、討論なしで討議だけとか、ある程度減らしていったらわかりやすうなってくるんじゃないか。一般によその条例を見たら、くどいことを書いとらんわ。

○石原委員 討論というのがここへ上がってくるとややこしゅうなるんかなあと。もう既に最終日なんか討論の場もありますし。ふと思うんですけど、第4章のお題目のところの「討論の拡大及び」まではもう拡大していこう、実施していこうなんだけど、省けばええんじゃないかなあ。

○掛谷委員長 私もそう思いました。

○石原委員 それから、13条の「議会は議員による討論の場であることを認識し」というところを、討論をやめて議論の場であるとか、第2項の2行目の後ろの十分な議論、討論を尽くしてですけど、ここでも討論は省略してはどうかなあと思いました。

○掛谷委員長 私も大体そういうことですっきりしたほうがいいと思います。「討論の拡大及び」というのは要らなくて、「議員間討議の実施」ということで。

○中西委員 僕はここに書いてあることが正確だと思うんですよ。議会は何なのかということ、議員による討論の場である。それで議員間同士のことは討議だと言うと。それで執行部との間での十分な議論、そして議員の討論ですよ。反対討論、賛成討論を尽くして合意形成に努める。これはこれで正しいんです。その用語の定義を守井委員が言われるようにきちっとしとけばそれでいいんじゃないですか。これはいらわなくても。

○掛谷委員長 このまま。討議、議論、討論の使い分けについてということだけど、特段に問題はないということでもいいんですか。

○守井委員 討論とは何か、議論とは何か、それから討議とはどういう意味かということの説明書きに書くようにしたらいいんじゃないの。じゃから、議論は執行部との運営上の問題が討議であって、それから議員間による話し合いを討論という意味合いのことを書いとけば。

○掛谷委員長 わかりました。じゃあ、そういう形で押さえましょう。わかりました。

じゃあ、あとはですね、「委員会は」か。第5章、第14条の2項。「委員会は」というのは、委員会主催でよいかという内容なんですけどね。

○中西委員 趣旨は何なんですか。

○石村議会事務局次長 これは懇談会等の主催は委員会でいいんでしょうかということです。

○掛谷委員長 いいんじゃないかなと思うけど。

ほかに何かありますか。

○中西委員 いいんじゃないですか。

議会は、第8条で設けられていますから。

○掛谷委員長 これはこれでいいんじゃないかと思えますけどね。

○守井委員 例えば厚生文教委員会という名前で開催することができるんだろうかということ、問うとるんじゃないかと思うんだけど。委員会というのはあくまでもいろんな話し合いをする場じゃから、委員会が何かを主催するようなことがあるんじゃないかという意味合いじゃろうと思う。それはそういうこともあるだろうと思うんだけど。

○中西委員 例えば先般の議会、健康づくり条例のときに、各団体と懇談をするというのがやっぱりあったりしますし、テーマ別にもどこかの団体との懇談はするというのもあり得るんじゃないでしょうか。ただ、ここで気になるのは委員会という、先ほど事務局長が言ったように編集委員会を委員会だというふうに言われると、そういうものまでも加えてくるのか、委員会と名のつくもの全てがここに上がってくるかどうかということだけを確認しとく必要があると思う。

○掛谷委員長 議会運営委員会もあるしね。

○尾川委員 戻るような話ししたら悪いけど、懇談会というのは今説明があったんじゃないけど、そういう懇談会が行われとるからということでここへ上げるべきじゃのうて、本当にそこまで踏み込んだ形のものでできとるかどうかというのをね。そのときに、意見交換ぐらいあっさり言っとったほうが当初はええんじゃないかねえかなあという感じはするんですけど。これからやろうとしと

ることばっかしやっても、そこは難しいところですけど、今ある程度やっつることにしたほうがという感じがせんでもねえんですけどな。実際、そういう活動は議会としてやれるんかという、反面裏腹に感じるんじゃないかね。

○守井委員 いろんな事情聴取の場合もあるかもしれませんが、報告する場合があるかもしれんし、そんなのをいろんな意味も含めて懇談会でまとめとったらいんじゃないかと思うけどね、そういう意味で。

○掛谷委員長 それはいいんじゃないかと。ただ、この委員会というのが定められた常任委員会、今2常任委員会でしょう。さらに、この議会運営委員会もありゃあ、議会だより委員会もあるわけじゃ。委員会とは何ぞやということになってくるんですよ。じゃから、常任委員会なんですよ、これは基本的には。

○守井委員 全部いきやあええと思いますよ、必要となる委員会は。

○掛谷委員長 それは、それでいいんじゃないけど、そこらあたりがはっきりしてないんじゃないかなあと。だから、第5章は委員会活動、委員会の運営になってますんで、どんな委員会でも全部入った話でよろしいんでしょうか。

○守井委員 よろしい。

○掛谷委員長 よろしいんですか。

懇談会もそれで大きな問題はないかとは思いますが。じゃあ、これで全部入るということで確認をしときます。いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、次です。

あとは第6章の第20条を見てください。

ここで第3項、議会だよりモニター制度を設け、議会だより、情報公開のあり方等について意見を求めることができるというふうなことなんですけど、ここには議会だよりモニターというものの言葉は一切ございませんけども、これはもう市民から広く意見を求めるとするということ中に議会だよりモニター制度を包含しとるという考え方でよろしいでしょうか。

○尾川委員 1回やらにゃあおえんわ。

○掛谷委員長 確認をしときます。

次に、第7章の第21条全部。

○守井委員 これでええんじゃないん。

○掛谷委員長 よろしいですね。議長が別に定める。

○守井委員 これでいいんじゃないの。

○尾川委員 倫理規程があつたよな。

○掛谷委員長 あります。

○守井委員 議長が別に定めるでええと思う。

○掛谷委員長 だから、あるんですけど、ここではやっぱり入れとかにゃいけんという意味合いだと思います。

23条の第2項、議員報酬も「尊重するなど」の「など」でよろしいか。

別に備前市特別報酬等審議会の答申等を尊重するなど、市民の意見を反映する。

これはいいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、第8章に。

○尾川委員 ちょっと待って。今の報酬の問題なあ。

○掛谷委員長 23条。

○尾川委員 本当に「市民の意見を反映する」というふうな文言を出しとってええんかな。報酬審議会の答申というのは尊重してもええけど、市民の意見を反映するというので明確に言う必要があるんかな。聞きもせんのに書いていきよったら、それはできんことは余り書かんほうがええし。

○石村議会事務局次長 ここはもとの文章が「報酬審議会の答申を尊重するとともに、市民の意見を反映する」となっていたんですけど、その書き方ですと、答申も受ける、市民の意見も聞くということになるので、検討事項のところにも書かせていただいているとおり、市民の意見を報酬審議会の答申に含めておりますので、答申を尊重するなど市民の意見を反映するですので、答申を受ければ市民の意見を反映したものと解釈できることから、そのような規定に変えております。

○尾川委員 そうそう、そういうふうに言ったら。

○掛谷委員長 よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

次、行きます。

第8章、第24条の2項、独立させる検討。

これは、だから第24条の第2項を第25条に独立させたらという話ですわ。それで第25条を第26条にせえと。1つずつ入れて繰り上げじゃねえ、繰り下げか、独立させえという話なんですよ。この話はどうですか。

いいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

じゃあ、そうさせてもらいます。

最後、ここでは第26条ですけども、検証、この具体的検証方法が必要であるということで、第24条の2項の変更によっては条ずれもある。条ずれはいいですけど。

○尾川委員 検証方法というのを具体的にある程度練っとかんと。明確にしとかんと、何するんならと言われたときに返事ができんからなあ。ある程度つくっとかんと、要するにするというて

書いとるんじゃないけど、どの程度やるかというのはあれとして。

○守井委員 モニターを設けて評価を聞くとか、事業について討論会や視察するとか、議会報告会はどうしたとか、その辺を検証する、内規じゃないけど、毎年検証するというようなことを、何ができるかということも含めて検討して、これをやるんだということにしとったらいんじゃないかな。

○掛谷委員長 それは、また考えましょう。

そこには適切な措置を講ずるものとするというふうには一応あるけど、具体的に本当に何もないんで、これは皆さん方に今すぐ出せと言うても無理かなと思いますけど、御意見があったらいただきたい。委員長、副委員長で、また事務局と検証、評価、検証、評価等を別個で何か規定じゃないけど、何かつくったほうがいいですね。どんなですか。

○中西委員 僕は、適切な措置を講じるものとするというのは、この恐らく議会基本条例の見直しというんか、改正あるいは削ったり、ふやしたりということを使うんだと思うんですよ。それで前項の検証の結果、この検証をどうするんかというのが確かに課題なんですけど、今すぐにはこれは出てこないですから。これはやっぱりこの条例をつくりながら、その検証の方法を検討するというのでしかいかないんじゃないのか。

○守井委員 今、空白の頭の中でこれをせえというのは出てこんと思うけれども、全国にはいろんな事例もあるから、そんなのを調べたらこれができるんじゃないんかというのが当然出てくると思うんで、その辺をぜひ調査しとってもらって、備前市向きにやればいいんじゃないかなと思います。

○掛谷委員長 じゃあ、そのようにここですぐにできませんので、議会事務局ともよその事例等を勘案して、委員長、副委員長でそのことを考えて、最終的にまた出させていただきます。

それでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

以上になるんかな。

ちょっと待って。何か漏れとるか。

○石村議会事務局次長 漏れているところがありました。第10条なんですけれど、「市長」だったのを「市長等」にしております。これは執行機関である委員会委員及び附属機関を含めるためということで、ここは「市長等」としております。

それから、その後の計画、政策、施策事業等（政策等）、これは最初に出てくるところで等々でくくるということなので、政策でくくるなら政策から始まるというふうに変えております。

それと、17条は「議員の安否確認」、これは「議員の安否を確認」と、これは表現の問題です。

それから、同じく17条の第2項で、議会と市の役割は先ほどの市長等に合わせると。それも

問題ないかとは思いますが。

それから、先ほどの24条で、24条の第2項を独立させると。議会は条例の理念を浸透させるため、研修を行わなければならないという規定なんですけれど、これは最高規範性というところに入っているのに違和感があるので、議会議員の責務に入れるのであれば第25条の2項にするし、これを独立させるということになると26条にするということになりますが、どちらでさせていただきますたらよろしいでしょうか。

○守井委員 25条の2項でいいんじゃないかな。

○掛谷委員長 独立がええというて言われたが。

○守井委員 独立じゃったら、見出しどうするの。

○掛谷委員長 そう言われたらな。

○守井委員 だから、議会及び議員の責務のほうがあえんんじゃないんというて言ようる。

○掛谷委員長 全く別の義務じゃあどうも。見出しを考えます。

○土器副委員長 コロナウイルス対策はどこへ入るん。第17条が意外とおくれとる。危機管理のところだけ、災害等であえんかな。

○掛谷委員長 この間議論になった。

○土器副委員長 議論になったけど、あの当時はまだこういう問題が起きてなかったが。これぐらい日本全国でなりよんのに。

○掛谷委員長 等です、等で行きます。

そういうことで、いいですか。委員長、副委員長でまた。

○石村議会事務局次長 それから、第6条の正副議長選挙の所信表明というところですが、これは、ここでは所信表明を行うものとなっております。午前中の議論の中で、申し送り事項では検討事項になっておりましたが、そこら辺の整合性をまた御協議いただきたいと思います。

○石原委員 副議長のほうの所信表明についてが特にあれですけど。そもそも、この条文って基本条例に必要なんですか。なくてもいいんじゃないかなあ今感じたんですけど。

○掛谷委員長 第6条ね。

○石原委員 単なる議長、副議長の決め方の過程を規定しとるだけなんでと感じましたが。内規のままいきゃあえんんじゃないかなあですか。内規で決まっとるから。

○守井委員 条例に規定したら議会中にやらにやいけんということで、今は休憩中にやりようるけど、これにのっとりやるんだったら、議会中にやらにやあいけんということになるから、今のまま内規でやったほうがいいんじゃないかというて言ようると。また、それは検討しときゃあええが、検討課題で。

○石原委員 午前中でとりあえず現時点では副議長も所信表明をしましょう、次の6月は。

条例がなくても内規だけでもいける状況ですから。

○掛谷委員長 ただ、これは6月議会では難しいんですよ。というのが、またパブリックコメン

トがあって、現実的には難しい。だから、6月は6月なんだけど、これができ上がった以上は本会議ということになりますから。

○守井委員 いや、検討する言うたが。

○掛谷委員長 検討するというでも方向をはっきりだけしておきたい。

○石原委員 削除するんなら、まだ現時点では。

○掛谷委員長 抹消していく方向なんか、いや、本会議でやりますよというように、時間はあるけどな。ただ、決まっとるのは6月を今までどおりやりましょうというのが一応決まった。それは、6月にこれはできないと思うから。

○石原委員 問題提起をさせていただきました、第6条についての条文の扱い。それから、たしか前文と目的のところは改めて持ち帰りということになったんで、きょうここで第6条の扱いは結論を出さんでええかなとは思いますが、内規でも十分できとることですし、可能でしょうという投げかけです。

○掛谷委員長 そういうところですかね。

じゃあ、以上で議会運営委員会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後4時01分 閉会